

1930年代における北海道炭礦汽船株式会社と三井財閥

北澤 満

The purpose of this paper is to analyze the management of Hokkaido Coal-Mining & Steamship Company (HCSC) in the 1930s, and intercompany relations between Mitsui Zaibatsu (Mitsui Gomei Kaisha, and the direct-line companies, Mitsui Bussan Kaisha and Mitsui Miming Company) and the collateral-line company, HCSC.

Mitsui Bussan Kaisha, Mitsui Miming Company, and HCSC established a common sales organization named Sansha-Baitanbu in the 1910s. This Sansha-Baitanbu broke up in the 1930s because of the growth of Mitsui Mining Company in Hokkaido. Moreover, Mitsui Gomei Kaisha and Mitsui Mining Company decreased holding stocks in HCSC, and the executive board of HCSC was occupied by the staff of HCSC, thus giving Mitsui Zaibatsu weaker control over HCSC than before. Consequently, HCSC was able to carry out its duties autonomously though HCSC was still located within Mitsui Zaibatsu in the 1930s.

1 はじめに

本稿は三井財閥の傍系企業であった北海道炭礦汽船株式会社（以下、北炭と略）の1930年代における経営動向を、三井合名会社、三井財閥直系企業（三井鉱山株式会社・三井物産株式会社）との関係を軸に考察することを課題とする¹⁾。

1930年代の北炭と三井合名会社との関係について、『三井事業史・本篇第三巻中』（以下、『事業史・中』と略）は、北炭の資金調達、資本蓄積構造、株主構成などを分析した上で、「[「財閥転向」以後において一引用者注、以下同様] 北炭に対する三井の支配は揺るがなかった」とされ²⁾、さらに1939年時点においても「依然北炭は三井財閥傘下の有力傍系会社の地位にあった」とした³⁾。これに対して『三井事業史・本篇第三巻下』（以下、『事業

史・下』と略）では、1933～34年における三井合名、三井鉱山の北炭株式売却を契機として、「磯村豊太郎に率いられた北海道炭礦汽船は三井合名会社の支配下から離脱しようとする動きを強め」たとした⁴⁾。そして、1939年における磯村の死去を契機に、「三井合名会社は北海道炭礦汽船の三井傘下への復帰工作を開始」し、同年12月14日、「三井合名会社は同社の常務理事である島田勝之助を北海道炭礦汽船の取締役から一挙に取締役会長に昇格させることに成功した」とした⁵⁾。このように、1930年代における北炭と三井財閥との関係については、『事業史・中』と『事業史・下』との間で、大きく見解が割れている。北炭をはじめとする財閥傍系企業と財閥本社部門との関係の捉え方が、論者によって異なっていることが、両大戦間期における「財閥の範囲」を確定することを困難にしていると考えられ

*論文審査受付日：2002年7月24日。採用決定日：2003年3月3日（編集委員会）

る。こうした状況を打破するためには、より多くの側面について、財閥と傍系企業との関係を検討した個別経営分析の積み重ねが必要であろう。

以上の研究史を念頭において、本稿では北炭と三井合名との関係だけでなく、生産・販売における三井鉱山、三井物産との関係にも着目し、1930 年代における北炭の三井財閥内での位置づけを確定させることにする。まず、生産について、石炭鉱業連合会・昭和石炭株式会社による生産統制を踏まえつつ、北炭と三井鉱山（砂川礎・美唄礎）の動向を検討する。生産統制への対応も、起業投資のあり方も、北炭と三井鉱山とでは対照的であったが、これらのことから 1930 年代における北炭と三井財閥の関係を変容させていく 1 つの起点となつたことを指摘する。

販売については、三井系 3 社の北海道炭共同販売機関である三社壳炭部の解散と、その後の販売システムの変化について分析する。三社壳炭部解散の背景には、三井鉱山砂川礎、美唄礎の生産急増による北炭と三井鉱山の関係の変化が存在していた。その関係の変化が、販売システムをどのように変容させたのかを考察する。

さらに三井財閥の「転向」以後の、北炭の資金調達・運用、取締役の構成の変化を検討する。自己金融的な資金調達、利益金の社外分配比率の低下、北炭内部からの取締役昇進など、大きな変化がみられたが、これらの事実が、北炭が「三井合名会社の支配下から離脱しようとする動き」であったのかどうかが焦点となる。

なお、分析の対象時期としては、三井財閥の「転向」が行われた 1930 年代初頭から、北炭の磯村会長が死去する 1939 年頃までを中心とする。

心とする。ただし、生産・販売については、1937 年以降戦時体制に突入し、大きく統制のあり方が変化していったが、本稿の分析課題からは離れるので、ここでは詳しく取りあげない。

2 1930 年代における石炭生産の動向

まず、北炭と三井鉱山の関係の変化の前提となった、1930 年代における北炭と三井鉱山（砂川礎・美唄礎）の生産動向と設備投資のあり方を検討する。

(1) 北炭、三井鉱山の生産と送炭調節

1920 年代以降の石炭生産・販売を考える場合、まずカルテルに留意する必要がある。石炭産業界では、1921 年の石炭鉱業連合会（以下、連合会と略）の設立以後、送炭調節が行われてきた。これ自体は、1930 年代も引き続き行われたが、昭和恐慌期以降、調節は厳密になった。また、1920 年代後半には 1 トン当たり 50 銭であった特別賦課金（調節量を超過した送炭に対する罰金）の額が、何度も変更され、32 年度には 1 円に上がり、34 年度には 2 円に引き上げられ、36 年度には調節量に満たない実送に対しても 50 銭の賦課金が課せられた。また 1933 年度以降、内地（日本国内への供給）と外地（輸移出と外国船燃料供給）の扱いが区別され、当初は外地調節量に対する超過は賦課金免除、35 年度以降 50 銭の賦課金徴収となった。1937 年度には内地の賦課金が調節量（正確には 36 年度より送炭責任高）を超過しても、調節量に満たなくても 1 円となり、同年 10 月には超過分の賦課金を徴収しないことが決定された。これらが大きな制度上の変更点であったといえよう^⑨。特別

1930年代における北海道炭礦汽船株式会社と三井財閥

賦課金徴収のあり方にもあらわれているよう
に、生産統制は、1935～36年頃から、調節量
内に生産を抑えることの強制から、責任を
もって各々が増産を図ることの強制へと変容
しつつあった。

統いて、全体的な生産の動向を概観する。
1930年代初頭は昭和恐慌のために生産量が
大きく落ち込んだが、連合会所属企業の実送
量は32年度に底をうち、以後30年代を通して伸び続けた。1931年度において2,166万ト
ンであった全国実送量が、1937年度には3,117
万トンへと増加した。地方別にみると、特に
北海道の伸びが著しく、1931年度における北
海道地方実送量の全国実送量に占める割合
は、24.4%であったが、37年度には30.2%へ
と上昇した。1920年代前半には約15%であっ
たことを考えると、両大戦間期を通して北海
道地方の石炭生産に占める地位が大きく上昇

したことがわかる⁷⁾。

表1は北海道における主要炭鉱企業の送炭
調節量と実送量を示している。実送量をみると、いずれも1930年代においてかなり増加し
た。ただし、その度合には多少の差があった。
最も大きく伸びたのは三菱鉱業であったが、
1935年度から37年度の間における伸びは、
それまで別に計算されていた傘下企業の雄別
炭礦の調節量・実送量が、三菱と合算された
ことによるものが大きい。よって北海道全体
の実送量に対する三菱鉱業の実際の比率の伸
びは微増に留まっていた。住友は絶対量は伸
びていたものの、比率は徐々に減少していった。
北炭の比率は1920年代から一貫して減少
し続け、37年度には約36%まで低下した。三
井鉱山は1931年度から37年度の間に実送量
を倍増させており、表示した企業の中では北
海道内の比率を最も伸ばしていた。1931年度

表1 北海道内における送炭調節量・実送量

(単位:千トン)

		北炭		三井鉱山		三菱鉱業		住友炭礦		北海道全体	
		調節量	実送量	調節量	実送量	調節量	実送量	調節量	実送量	調節量	実送量
1931年度		2,166	2,166	657	686	955	983	446	527	5,027	5,208
1933年度		2,463	2,507	854	965	1,141	1,190	556	541	6,026	6,205
1935年度上期	内地	1,221	1,220	441	446	574	574	306	319	3,012	3,012
	外地	91	127	54	83	61	73	0	12	208	296
1935年度下期	内地	1,370	1,377	501	502	660	665	403	413	3,487	3,523
	外地	88	105	52	83	59	63	5	0	206	252
1935年度合計		2,770	2,829	1,048	1,114	1,354	1,375	714	744	6,913	7,083
1937年度上期	内地	1,378	1,522	467	545	892	992	392	389	3,712	4,015
	外地	110	155	63	174	100	82	0	0	275	411
1937年度下期	内地	1,726	1,608	714	742	1,281	1,210	434	436	4,829	4,700
	外地	109	102	60	120	47	61	0	0	218	282
1937年度合計		3,323	3,387	1,304	1,581	2,320	2,345	826	825	9,034	9,408

出所) 北炭「五十年史・第七編販売(第一次稿本)」(北海道開拓記念館保管、北炭寄託資料)、同「五十年史資料・第七編北海道石炭鉱業会関係」(三井文庫保管・北炭寄託資料、「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至同年十二月(三井文庫保管、三井鉱山寄託資料)、「石炭鉱業連合会理事会決議録」自昭和十二年一月至昭和十三年十二月(三井文庫保管・三井鉱山寄託資料))。

注) 1931, 33年度は1~12月、他は上期が4~9月、下期が10~3月。

時点では約 13% であったが、37 年度には 16% を越した。

三井鉱山以外は、北海道生産量に対する比率が停滞的であったが、これは 1920 年代後半～30 年代に多くの企業が北海道鉱区に進出してきたことによる（明治鉱業・浅野雨龍など）。以下では、北炭と三井鉱山について検討する。北炭は、1920 年代には多くの期において調節量の範囲内の実送にとどまったが⁸⁾、30 年代には多くの期において調節量を超過するようになった。しかし、三井鉱山と比較した場合、超過した量は相対的に少なかった。1937 年度の上期は大きく超過していたが、これは同年度において賦課金が 1 円に引き下げられ、年度途中で超過については徵収されなくなったことと関係していると考えられる⁹⁾。三井鉱山は、1920 年代と同様ほぼ全ての期について調節量を超過する送炭を行っていたが、30 年代の場合は、三井鉱山の調節量も飛躍的に伸びた。この背景には、1920 年代と同様に調節量を常に超える実送を行うことで、次期の調節量を増加させていったという側面や、新坑の完成により特別増量を獲得したといった側面もあったが、それのみではなく、34 年度以降、異なる地方間（例えば九州と北海道）においても、調節量を融通することができるようになったことも大きかった¹⁰⁾。これにより、全国的に炭礦を所有していた三井鉱山や、住友炭礦は老朽化しつつあった九州地方などの炭礦の調節量を、北海道の炭礦に融通した。例えば 1935 年度には、三井鉱山が松島炭礦の調節量のうち 5 万トンを砂川鉱業所に融通しており、住友炭礦は九州から北海道へ 10 万トンもの融通を行った¹¹⁾。その意味で、北海道外に炭礦をもたない北炭と比べて、三井鉱山や住友などが有利であった。

さらに、三井鉱山の実送量の伸びのうち、外地に対する実送が非常に多かったことも特徴である。1935 年度でも、内地への送炭と比較して外地への送炭の割合がかなり高いが、37 年度になると、三井鉱山は実送量合計では 2 倍であった北炭よりも多くの石炭を外地へと送炭した。前述のように、外地への送炭は、賦課金が優遇された点で有利であった。三井鉱山と北炭の石炭の輸移出は、ともに三井物産が委託されて行ったが、両社の北海道地方の石炭の質にそれほど大きな差はなかったとされているので、三井鉱山側による圧力が働いたか、三井物産による三井鉱山に対する何らかの優遇措置であった可能性もある。とはいえ、北炭の輸移出も 1935 年度頃に大きく伸びた。1935 年度には全体で約 12 万トンであったが、36 年度には約 20 万トンとなった。地方別では、マニラがこの 1 年間で倍増していた¹²⁾。

(2) 起業投資の動向

北炭と三井鉱山（全体）の 1930 年代における起業投資額、減価償却額は、表 2 の通りである。この表における起業投資にはいわゆる設備投資の他に、鉱区への投資なども含まれる。両大戦間期における三井鉱山の起業投資額は、その生産量の通り巨額であった。これに対し、北炭の起業投資は 1920 年代には生産量に見合った額であったが、30 年代以降激減し、36 年度まで減価償却額を超えることはなかった。また、北炭の減価償却は、昭和恐慌期には生産量・固定資産額とも大幅に優る三井鉱山より多くの額が計上された。1937 年度頃までの北炭における生産の伸びは、主に昭和恐慌期までに遊休設備となった部分の再稼働と、1920 年代までの起業投資によるもので

表2 北炭の起業投資・減価償却(炭礦分)
(単位:千円)

年度	北炭		三井鉱山	
	起業投資	減価償却	起業投資	減価償却
1925	2,765	478	4,307	1,446
1926	1,003	508	2,355	1,526
1927	1,305	1,131	2,270	2,456
1928	1,562	960	2,506	2,077
1929	674	1,170	4,045	1,506
1930	339	1,358	4,731	721
1931	289	915	1,618	697
1932	202	635	1,423	1,277
1933	296	902	2,476	4,025
1934	221	1,667	3,742	4,884
1935	55	1,777	1,434	4,876
1936	6	1,148	4,602	3,916

出所) 北炭の起業投資は北炭「五十年史資料・第十三編起業費諸表」(三井文庫保管, 北炭寄託資料), 減価償却は同「五十年史資料・第十三編会計」(三井文庫保管, 北炭寄託資料), 三井鉱山は『三井鉱山五十年史稿』卷四総説(起業施設)〔三井文庫保管, 三井鉱山寄託資料〕。

注) 1936年の北炭は上期のみ。三井鉱山の起業投資・減価償却は、三池・田川・山野・砂川・美唄各鉱業所支払高の合計。一は不明。

あった。

一方、三井鉱山は起業投資のうちのかなりの部分を北海道の砂川・美唄に投資しており¹³⁾, これによって、北海道内でも随一の生産量の伸びを達成することができた。前掲表1によると、特に1937年度下期は戦時体制に突入したことによって調節量(送炭責任高)が激増しており、北海道全体でも実送量が調節量に達しなくなった。三井鉱山も前期と比較して30万トン近く調節量が増加したが、これを上回る送炭を行った。前述のように、1937年度下期には調節量超過に対する賦課金は撤廃が決定されたが、調節量に届かない場合の賦課金は存在していたので、北炭のように調節量に対して実送量が大きく不足したケースは、生産量の限界に達していたと考えられる。

三井鉱山の場合は、旺盛な起業投資により、この時点でも増産余力があった。

3 販売システムの変化

本節では、販売をめぐる北炭と三井直系企業との関係を検討する。販売システムの変化が生じたのが、主に北海道内販売についてであったので、特にこの部分に重点をおいて分析する。

(1) 三社亮炭部の解散

北炭の石炭販売は、1914年に北炭・三井鉱山・三井物産の3社によって北海道石炭販売組合が組織されて以来、3社による共同販売であった¹⁴⁾。1930年代初頭には、産出または

買付された石炭はプールされ、北海道内販売は三社壳炭部（販売組合の業務執行組織）が担当し、それ以外の販売は三井物産が行った。ただし、三社壳炭部の業務は 1921 年に北炭に委託されたので、事実上は北炭と三井物産による販売であった。

この三社壳炭部が、1933 年末に解散した。この事態について、北炭の社史は「昭和七年十一月昭和石炭株式会社の設立に因り、当初の三社壳炭部設立の目的は略々達成せられたるを以て、八年十二月之を解散」¹⁵⁾した、というように、かなり簡潔に記している。他の北炭の社史稿本類も同様で、昭和石炭の設立により使命を終えたので解散したという趣旨の記述がなされている。確かに昭和石炭が設立されたことによって、販売シェアの割当は厳格化されたし、これまで三社壳炭部が行ってきた基本価格の設定も、昭和石炭による格付け（後述）の開始によって無用になった。しかし、三社壳炭部の解散と同時に、同じ 3 社で再び共同販売協約が結ばれた。この協約は、簡略にいえば、道外販売は三井物産に委託し、道内販売は北炭が行う（三井鉱山の石炭は三井物産が受託し、道内販売分のみ北炭に再委託する）という内容であった。実質的に、それまでの制度との違いはプール制にするか、しないかという 1 点のみであったといえる。このことを考えると、昭和石炭が創立されたという理由のみで三社壳炭部を解散したというのは、やや理解しがたい。

ここで興味深いのは、三井鉱山側の記述である。「砂川鉱業所沿革史」では、三社壳炭部の解散について詳しいことはわからないとしたながらも、「利害ノ打算ニヨリ解散セル方利益ナリトノ見地ヨリ解散セルモノニハ、非ルモノノ如ク」とし、「プール解散ノ問題ハ主トシ

テ当社〔三井鉱山〕ト北炭トノ間ノ問題」であり、「当社ノ空気ハ解散説相当濃厚ニシテ、ソノ根拠シテハ当社ハ躍進スル砂川、美唄ヲ擁シ、益々発展スル際販売ノ一切ヲ北炭ニ委託スル如キプール仕組ノ下ニ於テハ発展ヲ阻害セラルニ付キ、何トカ打開ノ途ヲ開カネバ駄目ナリトノ不満ヲ抱キタル点ニ原因アリシモノノ如ク」であったとしている¹⁶⁾。ここでは、プール制そのものが第 1 の問題とされていた。そして、三社壳炭部が解散したことによる三井鉱山側の利益として「従来北炭ト共通ノ炭名ニヨリ『空知』名称ヲ以テ販売セラレタル砂川炭ハ、以後陸上壳炭ヲ除キ海上焚料炭及其他積出炭ニ於テ、一本立トナリテ市場ニ登場シ、砂川炭トシテノ真価ヲ發揮シテ砂川炭礦ノ名声ヲ挙グルニ至リタル」ことを挙げている¹⁷⁾。「美唄鉱業所沿革史」でも、三社壳炭部解散に伴い、「従来北海道炭礦汽船炭名ト共通ノ炭名ニテ壳約セラレタルモノガ当社〔三井鉱山〕炭名ニテ壳約セラレタル事トナレリ」と、ほぼ同様の記述がある¹⁸⁾。銘柄の問題を、三井鉱山側がかなり重視していたことが理解できる¹⁹⁾。

2 つの当事者のうち、一方のみにしかない記述なので、評価は慎重に行わねばならないが、三社壳炭部解散の原因を整合的に説明しているといえよう。前節にみたように、1930 年代以降の三井鉱山砂川礦・美唄礦の生産の伸びは著しいものであった。その生産の伸びが、三社壳炭部解散の要因となつたのである。

(2) 三社壳炭部解散以後の販売システム

1934 年には、北海道石炭販売組合が解散し、新たに「北海道内販売協約」が 3 社間で締結された。まず、従来の規約と「北海道内販売協約」の異同を検討する²⁰⁾。後者は「道内」

1930年代における北海道炭礦汽船株式会社と三井財閥

販売の協約であり、北海道外での石炭販売については、1920年代と変化しなかった。1910年代以来の「石炭並=副産品委託販売契約」が、30年代以降も継続していた。同契約においては、基本的には北海道外への積出炭には2.5%，海外への販売については3.5%の手数料を支払っていた(第6条)。また、三井物産は、北炭の「要求アルトキハ最高限度金參百万円ヲ超過セサル範囲ニ於」いて、北炭に「現金ノ融通ヲナスモノトス」とされていた(第7条)が、この条項の300万円は1930年度に400万円に増額され、継続していた²¹⁾。北海道外販売の約定先については、1931年度下期と、1934年度7～9月、1936年度上期、1937年度について判明する。昭和恐慌後の商況の回復に伴って、約定先が増えており、価格も上昇していったが、北炭と三井物産・鉱山との間には、目立った販売方法の変更はなかった²²⁾。

これに対して、北海道内販売についてはいくつかの注目すべき変化があった。まず、北海道内の販売(内国船舶燃料を含む)は、すべて北炭に委託され(正確には、三井鉱山炭の一手販売権を保持する三井物産が北炭に再委託する形式)、この点は第1条・第4条に定められた。従来も、実質的には北炭が北海道内販売を行っていたが、形式的には「三社売炭部」の販売であった。また、新しい協約で

は北炭と三井鉱山の間で、北海道内販売の比率を定め(第6条)、その比率は北炭72%に対し、三井鉱山は28%となった。その比率に対し過不足があった場合には、毎月に算定し、次の月において「アダスト」することとされた(細則・第9条)が、実際は完全に「アダスト」できたわけではなく、各期ごとに5,000～1万トンの過不足が生じていた。この過不足は期を越えて累積されており、1934年度下期～38年度の間に、一度は三井鉱山が4,000トンの権利放棄を行い、一度は打切整算が行われた²³⁾。北海道内共同販売炭の比率を、需要別に示したのが表3である。合計をみると、ほぼ72:28の規定通りになっていたが、需要別に見るとかなり差があった。1934年度下期においては、北炭の工場用炭の比率が高かったが、35年度、36年度においては船舶燃料炭の比率が低下し、家庭用炭の比率が上昇していた。

利益計算については、従来は3社で協議した基本価格によって、受入炭の代金を毎月に精算し、実際の販売価格と基本価格の差額についてはプールし、そこから積立金(利益の10%)を差し引いたものを配当金とし、毎期の受入トン数に比例して配当した。これに対し新協約では、昭和石炭の規定による格付けを基準として標準値段を協議決定し、それを最低限として販売した(細則・第1、2条)。

表3 需要別共同販売炭比率

(単位:トン)

年度	家庭用		工場用		船舶燃料炭		合計	
	北炭 (%)	三井鉱山 (%)	北炭 (%)	三井鉱山 (%)	北炭 (%)	三井鉱山 (%)	北炭 (%)	三井鉱山 (%)
1934・下期	123,385	66.5	62,166	33.5	107,556	80.6	25,885	19.4
1935	223,083	73.3	81,295	26.7	225,704	78.7	61,202	21.3
1936	225,334	72.9	83,776	27.1	276,947	79.1	72,976	20.9
1937	237,449	69.8	102,804	30.2	322,384	78.2	89,871	21.8
							123,346	66.7
							61,609	33.3
							683,179	72.9
							254,284	27.1

出所) 北炭「壳炭年報」(北海道開拓記念館保管、北炭寄託資料)より作成。

そして石炭代金は、各月ごとに、同格炭山元貨車乗平均値段に公定貨車賃を加算し、北炭より三井鉱山へと支払われた（細則・第 12 条）。山元貨車乗値段とは、売約値段から汽車賃、諸掛、金利、昭和石炭の口銭と積立金、仲買手数料などを引いたものであった（細則・第 11 条）。従来の利益計算においては、基本価格と受入トン数が重要であったのに対し、新協約では昭和石炭の格付けと実際の売約値段が基準となっていたことがポイントである。販売手数料については、従来は受入ト

ン数に対し基本価格の 3 %を徴収するとされていたが、新協約では「別ニ之ヲ定ム」とされており、明記されていない。1934 年度下期において三井鉱山が北炭に支払った手数料は約 4 万 5,000 円、37 年度下期で約 6 万 4,000 円であった²⁴⁾。表 4 は 1937 年度における共同販売炭の受入トン数と、トン当たりの手取を示している。日本製鉄輪西については、売約は北炭・三井鉱山それぞれが行い、荷渡のみ北炭が行ったので、別扱いとなっていた（第 14 条）。他と比べて家庭用炭が高価であった

表4 共同販売炭受入数量・山元手取

(単位：トン、円)

	1937年度上期		1937年度下期	
	数量	トン当たり/円	数量	トン当たり/円
北炭				
焚料	56,381	7.595	66,965	8.903
家庭用	97,651	8.082	128,872	9.204
工場用	140,396		132,731	8.973
一般口計	294,428	7.989	328,567	9.052
日鉄輪西	24,134	5.724	21,110	5.359
同二号微粉	2,683	1.646	1,104	1.609
二号微粉	3,220	1.703	3,504	2.472
山元小壳	2,618	4.890	1,811	5.909
別扱計	32,655	4.890	27,529	4.878
合計	327,083	7.680	356,096	8.729
三井鉱山				
焚料	30,963	7.015	30,571	8.499
家庭用	34,981	7.291	66,950	8.902
工場用	33,989		37,516	7.573
一般口計	99,934	7.705	135,037	8.447
日鉄輪西	6,925	5.785	10,116	5.842
同二号沈殿粉	882	1.499	443	1.499
二号沈殿粉	0		873	2.406
別扱計	7,807	5.301	11,431	5.412
合計	107,741	7.556	146,468	8.210
総計	434,824	7.528	502,565	8.578

出所) 前掲北炭「壳炭年報」。

が、これは1920年代以降工場用炭・船舶燃料炭が価格の安い粉炭を中心に需要するようになってきたのに対し、家庭用炭は使いやすさの問題から、相対的に高価な塊炭を中心に用いていたことなどによるものと考えられる²⁵⁾。

最後に、石炭の最低価格を規定していた昭和石炭の格付けについて検討する²⁶⁾。昭和石炭の格付けは塊炭・粉炭・中小塊炭それぞれについて、細かく等級づけられて区分された。また、北海道炭であれば内地販売に適用する標準価格と、北海道内販売に適用する価格とは別に定められた。ここまで、北海道内販売について主に検討してきたので、以下北海道内販売の標準価格について検討する。この標準価格は、前述したように最低価格を規定しているので、昭和恐慌の余波が残っており、制度が完全に定着していなかった1933年度頃までは、格付けを変更する炭種も多かった²⁷⁾。しかし、1934~36年度においては、格付けを変更する炭種は少なかった。1935年度当時の北炭の販売担当者によれば、格下げは（その炭種に）販売競争力を付与することになるので、（昭和石炭に承認させるのは）困難であるとの見解であった²⁸⁾。格付けは、カロリ一等石炭の品質に基づいて定められており、品質の大きな変化を伴わない格下げを認めれば、その炭種は同質の他の石炭よりも低価格での販売が可能となる。こうした格下げを安易にある企業の炭種に認めれば、当然他社も格下げを要求すると考えられ、結果として販売カルテルによる石炭価格の維持が困難になる。反対に、格上げすることは可能であるとしていたが、実際に格上げした炭種は、注27の資料のなかではなかった。1935年度には、カルテルの価格つり上げに対する石炭

需要者からの抗議が強くなっている、そのことからも格上げをすることが困難になっていると考えられる。つまり、1935年度には販売カルテルの確立によって、増産によるシェアの奪い合いは無理である、と北炭では考えられており、品質の改善が第一との結論に至った。前節で見たとおり、1930年代半ばまでの北炭の起業投資（設備投資）は、非常に少額であったが、こうした北炭の経営行動は、生産・販売カルテルの確立した時代状況に適応したものであったともいえる。同時に、このことが1937年度以降の石炭増産体制において北炭が遅れをとることの一因にもなった。

4 「転向」以後の三井財閥と北炭の関係

三井財閥の「転向」とは、1932年の血盟団事件による三井合名理事長団琢磨の暗殺など、昭和恐慌期に激しさを増した財閥批判に対し、財閥が講じた一連の措置を指す。具体的には、三井同族の第一線からの隠退、傘下企業の株式公開、社会支出の増大などがあった²⁹⁾。この「転向」は、北炭にとっても2つの重大な意味をもった。1つは、北炭会長であった団琢磨の死により、磯村豊太郎が名実ともに北炭のトップにたったことであり、もう1つは1933~34年における三井合名・三井鉱山の北炭株式売却により、三井系企業の北炭に対する持株比率が低下したことである。本節では、「転向」前後における北炭の資金調達・運用のあり方、北炭の取締役を中心とした人材の動きについて検討していく。

(1) 北炭の資金調達・運用

まず、資金調達から検討していく³⁰⁾。1920年代における北炭の資金調達を支えたのは、

社債であった。その残高は 1920 年代半ばには 2,400 万円に達していた。そして、そのほとんどが三井銀行による引受であった³¹⁾。1930 年代になると、新規の社債は発行されず、すべてが従来の社債の借換であった。このため、社債残高は 1934 年度より減少し始め、39 年度には 800 万円台となった。長期の借入は、1920 年代後半以降全く行われておらず、手形による借入も 20 年代末に整理されており³²⁾、1934~38 年度には、支払手形の期末残高が 0 になった。負債は、『営業報告書』を検討する限りかなり減少していた。使用総資本に対する負債の比率は、1930 年度上期において 26.9% であったのが、39 年度下期には 14.4% まで低下した。ただし、『営業報告書』にあらわれない負債についても注意しなければならない。前節で述べたように、北炭と三井物産とで結ばれた「石炭並副産品委託販売契約」では、300 万円までの範囲において、三井物産が北炭に対して資金の融通を行う、とした。この融通についての規定は 1930 年代も存続しており、30 年 10 月には限度額が 400 万円に増額された。この融通については「金額的にも莫大なもので、この条項によってからくも [昭和恐慌期の] 金融逼迫を切りぬけた」と、北炭内で高く評価された³³⁾。この融通は『営業報告書』の貸借対照表上にはあらわれなかった。北炭の「総勘定元帳」によっても詳細は判明しないが、恐らく「他店勘定」内で処理されたと考えられる³⁴⁾。いずれにせよ、この融通が 1930 年代を通して行われ続けたことは間違いない³⁵⁾。

このような長期・短期の負債が存在したが、北炭は 1930 年代における設備投資、多角化に関する投資などを、基本的には自己資本によって賄っていた³⁶⁾。まず、資本金について

は、1934~38 年度に未払込資本金の徵収を行い、約 2,600 万円を徵収した。その上で、公称資本金を 7,000 万円から 1 億 4,000 万円へと増額し、1939 年度上期のうちに 1,750 万円を徵収した。三井財閥の「転向」によって、三井系企業の北炭株式所有比率が低下したことは前述したが、増資に際して更にその比率は低下した。1928 年度下期には三井合名・三井鉱山・三井信託の 3 社合計で 44.0% の株式を所有していたが、37 年度上期には三井合名・三井鉱山・三井物産・三井信託・三井生命の 5 社合計で 33.9% へと比率を下げた。増資後の 1939 年度上期には、同じ 5 社で 32.0% とさらに低下した。自己資本についての三井系企業への依存度は減少していたのである。ただし、三井系企業の持株比率が低下したとはいえ、特に目立って持株比率を上昇させた株主はなかった。そもそも、1928 年度下期時点において三井系企業と内蔵頭（宮内庁）以外で持株比率 1% を越えたのは大阪屋商店（1.5%）のみであり、三井の対抗勢力となりうるような株主は存在しなかった。これに対して 1937 年度上期には、愛國生命・明治生命など 5 社（人）が 1% を越える株主となつたが、持株比率は最大で 1.6% であった³⁷⁾。三井系企業が手放した北炭株式は広く分散しており、特定の企業等に集中されることはないかった。

さらに、1930 年代においては積立金などの内部留保が増加した。昭和恐慌後の 1933 年度には、「合理化」に伴う従業員退職手当及扶助基金の減少³⁸⁾などによって、約 1,000 万円程度であったが、1939 年度には約 2,660 万円にまで増加した。使用総資本に対する比率では、1933 年度下期が 9.1% であったのに対し、38 年度下期には 12.8% まで上昇した。この間に、

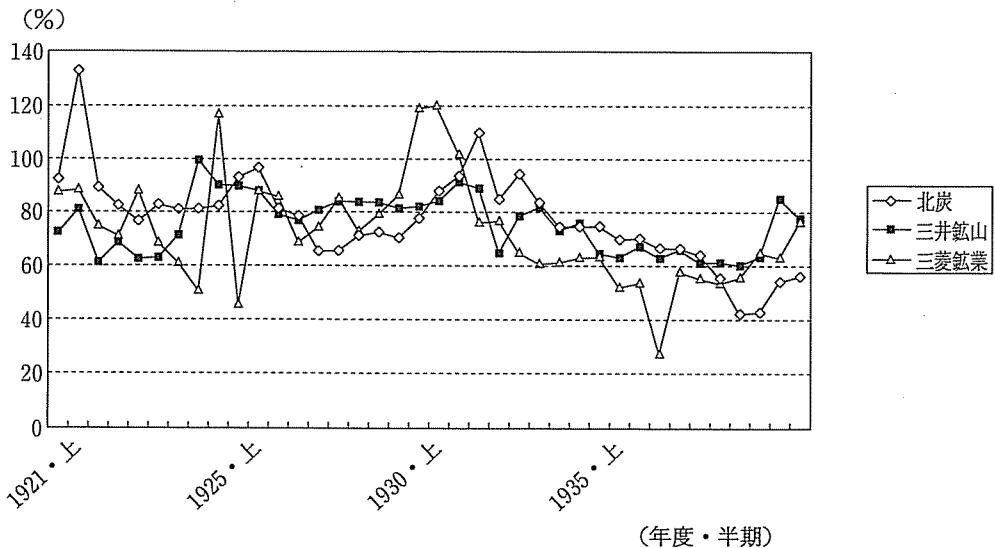
補償準備金(1934年度), 配当準備積立金(39年度), 研究費基金(39年度)のような新しい準備金も設定された。このことと表裏の関係にあったのが, 配当・役員賞与等であった。図1は, 各期の利益金のうち, 社外分配(配当+役員賞与等)にあてられた金額の比率をグラフにしたものである。比較対象として, 三井鉱山と三菱鉱業の比率も示した。三井鉱山・三菱鉱業は, 配当性向が低いとされる財閥直系企業の中では高めであったが³⁹⁾, 北炭は1920年代前半や昭和恐慌期には当期利益金以上の社外分配を行うなど, 平均すると2社よりも高い社外分配比率であった。しかし, 1930年代後半には北炭の比率は低下した。1931~34年度度頃にやや比率が高まったが, これは昭和恐慌の影響により利益金が減少した上に, 優先株が存在したことが大きかった。優先株には最低7.5%の配当保証がなされたため, 全体の株式数からみればわずかな優先株に対し, 1932年度には配当総額の4割を支払っていた⁴⁰⁾。しかし, 昭和恐慌脱出後は利益率が上昇したにもかかわらず, 1938年度まで配当率を8%に保ったため, 利益金に対する社外分配の比率は低下し, 30年代後半においては三井鉱山の比率を下回った。この1930年代後半における大幅な社外分配比率の低下⁴¹⁾については, 三井財閥の「転向」による三井の北炭株式所有比率の低下と傘下企業「統轄」方法の変更⁴²⁾, 1920年代前半と昭和恐慌期における高い社外分配の結果としての自己資本比率の低下(1921年度上期には83.4%であったが, 1932年度下期には73.7%)への対応が背景にあったと考えられる⁴³⁾。

利益金についても, 『営業報告書』にあらわれない部分で, 1920年代と30年代では大きな違いがあった。前節で述べたが, 1933年度

までの三社売炭部の利益計算においては, 利益金の10%を積立金として控除することとなっていた。しかし, 北炭の「石炭収入」勘定から「売炭部積立金」に繰り入れられていたのは, 1924年度以降において, 24年度, 27年度, 29年度の3回に過ぎず, 28年度, 31年度, 32年度, 33年度には逆に「売炭部積立金」から北炭の「石炭収入」勘定に繰入が行われていた⁴⁴⁾。特に昭和恐慌期の31年度, 32年度などはこうした石炭収入の増額によってようやく配当を行っていた。1934年度以降は三社売炭部が解散し, 新協約には積立金の規定はなかったが, 北炭「総勘定元帳」の「石炭収入」勘定を検討すると「売炭部積立金ニ組入」として石炭収入からの控除が見受けられた。1934年度には35万円, 36年度には9万円, 37年度には60万円が「売炭部へ組入」られ⁴⁵⁾, この額の分だけ, 利益金は小さくあらわされた。また, 2節で述べたように, 1930年代前半には, 起業投資が停滞する一方で, 昭和恐慌期も含めて減価償却を徹底した。このように, 1930年代の北炭の利益金は, 20年代と比較して相当に圧縮されたことが読み取れる⁴⁶⁾。その利益金で比較しても, 30年代の社外分配比率はかなり低かった。

最後に, 投資について検討する。起業投資については, 非常に少額であったことを既に明らかにしたので, ここでは主に1930年代における北炭の多角化について検討する。北炭は三井傘下に入る以前からの子会社である日本製鋼所のほかに, 1920年代に夕張鉄道を設立し, 共立汽船を買収した。1930年代には, 室蘭電灯株式会社を設立(資本金200万円全額を北炭が出資), 36年に双栄運輸株式会社を三井物産と共同で設立(資本金50万円, 三井物産と北炭の持株比率は6:4), 38年に

図1 当期利益金に対する社外分配の比率(1921~39年度)



出所) 各社『営業報告書』より作成。

注) 北炭は社外分配=配当金+役員賞与及交際費であるのに対し、三井鉱山・三菱鉱業は交際費を含まない。なお、北澤満「第一次大戦後の北海道石炭業と三井財閥」(『経営学』第35巻4号、2001年)、38頁表6の社外分配比率は未処分利益金(当期利益金+前期繰越金)に対する比率なので、本表の数値とは異なる。

株式会社夕張製作所を設立(資本金500万円を全額出資)など、多くの子会社が設立された。さらに、1938年には関係会社であった共立汽船を吸収合併し、北炭内に船舶部を設置した。この合併の直接の契機は、戦時体制下における運賃の高騰への対応と考えられる。子会社以外でも、1938年に設立された北海道人造石油株式会社(資本金7,000万円)の発起人総代に磯村が選出され、750万円を出資した。北炭の保有有価証券は1930年度には約1,900万円であったが、35年度には2,200万円、39年度には約4,000万円にまで増加した。特に1937年度以降、急激に増加しており、この資金需要には38年度の増資で対応したと考えられる。

さらに、ここで注目したいのは、北炭の多角化についての団と磯村の意見の相違であ

る。磯村は団の死後、「団さんの一業専念主義」と題して、自分と団との間の北炭の事業に対する考え方の違いについて回想している⁴⁷⁾。これによると、「団さんは鉱山なら鉱山と一業に専念する人であり」、「金があるなら鉱山を完全にするために使えばよい。その外のことには使うのは宜しくない」という考え方であり、磯村は「此点についてだけ時々私も意見を異にして」いた、とする。この部分だけを読むとやや違和感を覚えるかもしれない。従来の研究において団琢磨は、三井鉱山トップの牧田環による石炭化学工業などへの多角化をバックアップしたとされてきたからである⁴⁸⁾。ただし、ここで問題にされていたのは、重化学工業分野などへの多角化ではなく、主に輸送部門への多角化であった。具体的には、1910年代における輪西製鉄所経営の継続、

1930年代における北海道炭礦汽船株式会社と三井財閥

1920年代における夕張鉄道の設立と共に立汽船の買収について、団は強く反対した。輪西と夕張については技術的見地からの反対であったとされるが、共立汽船の場合は異なり「船などは嫌いだ」という消極論であった。北炭は、もともと船舶部門を兼営していたが、北炭が三井傘下に編入された際に北炭の社有船は三井物産に寄託されており、1920年代前半までの北炭は石炭専業に等しい状況であった⁴⁹⁾。その北炭が改めて船舶部門に乗り出すことに団は反対したのである。このことについて磯村は、団が技術者であるのに対して、自分が商業人であることによる違いであるとした。この一件を念頭において、1930年代の投資を再考すると、上述した子会社の設立にも増して重要であったのは、38年における北炭による共立汽船の吸収合併であったと考えられる。他の投資についても、磯村の意向が反映されていたことはもちろんだが、共立汽船の買収・内部化については、そもそも三井

合名理事長であり、北炭会長であった団の意思に背くものであり、磯村の意思が前面にでたものであったことを強調しておきたい⁵⁰⁾。共立汽船の経営は結果的に成功を収めた。昭和恐慌期には配当率が2%まで落ち込んだが、1933年度下期には6%，30年代後半には8~10%の配当を行った⁵¹⁾。

(2) 北炭取締役の構成

最後に、1930年代以降の北炭取締役の構成を確認する。表5は1931年度以降の北炭取締役の変遷を示す。A~Dは、それぞれの出自によって区分した。1920年代を通して、北炭の取締役は三井直系企業出身者と三井直系企業との兼任取締役によって、ほぼ全てを占められていた⁵²⁾。しかし、1930年代に入ると変化が生じた。1930年度に三国庄二郎が取締役に就任したのを皮切りに、加藤・古谷など北炭の内部昇進者が取締役に昇進するようになった。また、藤井暢七郎や長屋志は三井鉱山出

表5 北炭取締役の変遷

年度	1931		1933		1935		1937		1939		1941	
取締役会長	田琢磨	A			磯村豊太郎	—	磯村豊太郎	—	島田勝之助	A	島田勝之助	A
取締役社長	磯村豊太郎	—	磯村豊太郎	—								
専務取締役									三国庄二郎 藤井暢七郎	C C		
常務取締役	赤羽克己 高洲鍼一郎	B B	赤羽克己 高洲鍼一郎	B B	高洲鍼一郎 三国庄二郎	B C C	三国庄二郎 藤井暢七郎 加藤徳行	C C C	加藤徳行	C	三国庄二郎 加藤徳行 古谷金一郎	C C C
取締役	山田直矢 倉地鐵吉 石黒為次郎 三国庄二郎	A D B C	山田直矢 倉地鐵吉 石黒為次郎 三国庄二郎	A D B C	倉地鐵吉 檀野禮助 藤岡淨吉 藤井暢七郎	D B A C	倉地鐵吉 檀野禮助 高洲鍼一郎 島田勝之助	D B B A	倉地鐵吉 赤羽克己 檀野禮助 日比谷平左衛門	D A B D	倉地鐵吉 日比谷平左衛門 長屋志 川島三郎	D D C A
					加藤徳行 島田勝之助 赤羽克己	B A B			古谷金一郎 長屋志 川島三郎	C C A	中根正良	C

出所) 北炭『営業報告書』各期。

注) A—三井直系企業との兼任重役、B—三井直系企業の幹部社員であった者、C—北炭の生え抜き、またはそれに準ずる者、D—その他。

各年度末現在における取締役。

身ではあったが、北炭に移籍した当時の役職は高くなく、内部昇進者に準ずるものと考えられる。このように、1930 年代には、内部昇進者やそれに準ずるもののが続々と取締役に昇進しており、さらに 30 年代後半には常務取締役・専務取締役にまで昇進していた。彼らが、磯村による北炭独自の経営路線を支えていたものと考えられる⁵³⁾。

以上のように、北炭の取締役は、1930 年代半ば以降内部昇進者によって占められるようになつた。しかし、肝心の後継会長職についてだけは、磯村の自由にはならなかつた。1930 年代における総務関係社員の回顧によると、磯村は後継について「三井から会長を出すのは自分で止めたい意向」であり、北炭常務を務めた赤羽克己（三井物産出身）、または三井生命の野依辰治（三井物産出身）を考えていたといふ⁵⁴⁾。しかし、赤羽は固辞し、野依は三井合名が許可せず、後継が決定しないまま、1939 年に磯村は死去した。結局、後継会長は三井合名常務理事であり、北炭取締役であった島田勝之助（三井物産出身）であった。この経緯における要点は、磯村の考える後継者を三井合名が認めず、最終的には三井合名・直系企業に対して忠誠心の高い島田を北炭会長に就任させたこと⁵⁵⁾こと、磯村の考える後継候補者は、「三井から出すのはやめたい」としているにも関わらず、すべて三井直系企業の出身者であつて、北炭の内部昇進者ではなかつたことである。1957 年における総務社員の座談会では、三国庄二郎または藤井暢七郎が後継会長となり得たか否かが質問されたが、磯村が存命であれば藤井（三井鉱山出身）の可能性はあったが、純然たる北炭の内部昇進者であった三国では三井合名が承知しない、という答えで一致した⁵⁶⁾。1930 年代後半

においても、北炭のトップ・マネジメントの最終的な選任権は三井合名・直系企業側が握っていたことがわかる。

5 おわりに

以上の分析をもとに、1930 年代において北炭は「三井合名会社の支配下から離脱しようとする動き」をみせたのか、それとも「北炭に対する三井の支配は搖るがなかつた」のかを検討して結びとしたい。団琢磨三井合名理事長・北炭会長の死去、三井合名の北炭株式売却によって、三井の北炭に対する人的支配・持株支配はやや弛緩した。このことを背景とするかどうかは留保せねばならないが、北炭経営において三井と離れた独自の路線が打ち出されるようになった。輸送業の拡大とその内部化、起業投資の大幅な減少と減価償却の充実、利益金の社外分配比率の低下などによる内部留保の拡大、北炭の内部昇進者たちの取締役昇進による経営参画などである。また、三井鉱山の意向が主たる要因であったとはいえ、三社売炭部が解散したことによって、北炭の北海道内における石炭販売の独立性も高まつた。1930 年代以降にこうした重要な変化が生じていたのであるから、1920 年代までの三井による北炭支配が、それ以降も全く同様に続いていたわけではなかつた。

しかし、北炭が三井合名の支配下から離脱する動きを見せたとする説には賛同しがたい。三井同族である三井高修が、何をもって磯村の北炭を三井の「統制ニ従ハヌ会社」と考えたのかは、『事業史・下』を読む限りでは判然としない。ただし、三井同族であり、三井鉱山取締役であるという彼の立場を考えれば、北炭が 1930 年代に入って配当を抑えたこ

と、輸送業など本業以外の部門に手を出していることなどが、不満の原因として考えられる。このように三井同族、または三井合名が北炭の経営に不満を持つ要因が存在したからといって、北炭が三井の支配下を離脱する動きを見せたことの根拠とはならない。また、『事業史・下』において三井高修は高陽（『事業史・下』が引用した資料を口述した人物）とともに三井同族内の「反主流派」とされており、「転向」期における同族の社長退任問題に際しても、「誇大妄想愚論」を並べて池田成彬を困惑させた人物である⁵⁷⁾。彼の考えが、三井合名内でどれだけ影響力をもちえたのか疑問が残る。さらに、1930年代において、相対的に独自性の強い経営を行ったとはいえ、北炭の石炭販売の7～8割を占める北海道以外の国内販売・輸出は、依然三井物産に委託されていた⁵⁸⁾。また、専務以下の取締役については内部の昇進者を就任せることができたが、会長については同様ではなく、合名の許可を要したこと、さらに内部昇進者をトップに昇進させることは、合名の意思を考えると不可能である、と北炭社内で考えられていたことも重要である。販売についても、1930年代に三社壳炭部が解散し從来よりも独立性の高い販売システムへと移行したが、この解散の主因となったのは北炭ではなく、むしろ1920年代から30年代にかけて生産を急増させた三井鉱山の側であったことも重ねて指摘しておく。

最後に、『事業史・下』が引用した資料において、磯村の北炭と並んで三井の統制外にあるとされた王子製紙と北炭を比較する。王子の場合も、1930年代に自己金融的性格が顕著になったこと、三井合名を含む株主に対し配当を抑制したこと⁵⁹⁾、取締役のほとんどが内

部昇進者（またはそれに準ずる者）によって占められたことは北炭と同様である⁶⁰⁾。しかし、1930年代において製品販売の一部（海外販売の一部）は三井物産に委託していたが、そのほとんどは直売または特約販売店を通して販売していた⁶¹⁾。トップ人事についても、王子は北炭とほぼ同時期に世代交代を迎えていたが、内部昇進者が後継となっていた⁶²⁾。さらに、株主の構成も1939年度における三井合名の比率が2.8%と北炭よりはるかに小さい上、筆頭株主は王子製紙の証券保有会社である王子証券であり、藤原銀次郎の持株会社である藤原合資も2%近い比率を占める大株主であった⁶³⁾。北炭の場合は、三井以外の大株主は内蔵頭や生命保険会社であり、磯村の持株は1937年度時点で5,000株以下であった⁶⁴⁾。王子と北炭の場合では、共通点も存在するが、それ以上に相違点が際だっていたといえよう⁶⁵⁾。石炭販売の大部分と、トップ・マネジメントの人事を三井合名、三井直系企業側が握っていた以上、1930年代において北炭が三井支配下を離脱したとはいはず、1939年度の島田会長就任は、北炭の「三井傘下への復帰」ではなく、従来からの関係の延長線上にあったと理解するのが妥当である。

付 記

本稿で利用した資料の閲覧・複写に関して、北海道炭礦汽船株式会社、三井鉱山株式会社、財団法人三井文庫、北海道大学附属図書館北方資料室、北海道開拓記念館、山形県立図書館の方々に大変お世話になった。末尾ながら記して深甚の謝意を表したい。

注

- 1) 三井財閥の直系・傍系の区分については、三井文庫編(松元宏執筆)『三井事業史・本篇第三巻上』三井文庫、1980年、181~182頁を参照。ただし、直系企業についてはおおよそ確定しているが、傍系企業については、同書の定義を厳密に当てはめると、三越をどのように扱うかなどいくつかの問題が生じる(春日豊「三井財閥」[麻島昭一編著『財閥金融構造の比較研究』御茶の水書房、1987年]、30~31頁)。そのため、春日は傍系企業といえるか否かは「持株以外に金融関係、歴史的経緯、経営者の性格等を総合的に考慮し、究極において三井の最高意思決定に従う構造を内包している企業か否かによる」とし、三越も傍系企業と判断しうるとする。また、橋川は財閥の「直系会社」「傍系会社」の範囲について、「下記各文献〔三井については上記の『事業史・上』〕にもとづき、筆者の判断を加味して決定した」とされ、三井の「傍系会社」に三越は入れていない(橋川武郎『日本の企業集団』有斐閣、1996年、42~43頁表2-1)。このように財閥の傍系企業(傍系会社)の判別には筆者の「判断」が持ち込まれるため、その範囲を共有することは困難である。ちなみに、いずれの論者も北炭は三井財閥の傍系企業(傍系会社)としている。
- 2) 三井文庫編(春日豊執筆)『三井事業史・本篇第三巻中』三井文庫、1994年、402頁。
- 3) 同前書、654頁。
- 4) 三井文庫編(鈴木邦夫執筆)『三井事業史・本篇第三巻下』三井文庫、2001年、183頁。この時期の北炭について、同書は三井同族である三井高修の言葉を引用している。それによれば、三井財閥の「転向」の際の株式放出によって「王子製紙ノ藤原銀次郎、北海炭鉱ノ磯村豊太郎ノ行為ニ見ラルル如ク三井ノ統制ニ従ハヌ会社」となったとされる。
- 5) 同前書、183頁。
- 6) 奥中孝三編『石炭鉱業連合会創立十五年誌』石炭鉱業連合会、1936年、15~16頁、「北炭五十年史資料・第七編北海道石炭鉱業会関係」(三井文庫保管、北炭寄託資料)、「石炭連合会関係」自昭和十二年七月至昭和十二年十二月(三井文庫保管、三井鉱山寄託資料)。詳細については丁振聲「重要産業統制法下における石炭独占組織の市場統制政策」(『社会経済史学』第59卷第4号、1993年)、19~28頁を参照のこと。
- 7) 前掲『石炭鉱業連合会創立十五年誌』、26~27頁、「石炭鉱業連合会理事会決議録」自昭和十二年一月至昭和十三年十二月(三井文庫保管、三井鉱山寄託資料)。
- 8) 北澤満「第一次大戦後の北海道石炭業と三井財閥」(『経営史学』第35卷第4号、2001年)、46頁表10。
- 9) 北炭「総勘定元帳」(北海道開拓記念館保管、北炭寄託資料)の「採炭費」勘定では、1935年度下期以降「送炭超過賦課金」の支払が計上された。これによると、1935年度下期(実際は34年度下期分と思われる)の賦課金が47,639円であるのに対して、37年度上期の賦課金(36年度上期分)は11,910円に過ぎず、38年度以降は記載されなくなった。
- 10) 前掲「北炭五十年史資料・第七編北海道石炭鉱業会関係」。
- 11) 同前資料。
- 12) 北炭「石炭商況報告」昭和12年度下期(北海道開拓記念館保管、北炭寄託資料)。
- 13) 1932年度下期において、三井鉱山の起業投資(炭礎分)に対する、美唄・砂川両鉱業所の起業投資の比率は、約24%であった(三井鉱山株式会社「三井鉱山五十年史稿」巻四総説〔起業施設〕[三井文庫保管、三井鉱山寄託資料])。
- 14) 松元宏「石炭販売プール制の成立とその経過」(『三井文庫論叢』第11号、1977年)、358~361頁、北澤、前掲論文、29~33頁を参照。
- 15) 中山督編『五十年史』北海道炭礦汽船株式会社、1938年、219頁。
- 16) 三井鉱山株式会社「砂川鉱業所沿革史・第十四巻第九編輸送及販売篇(中)」(三井文庫保管、三井鉱山寄託資料)、149~150頁。
- 17) 同前資料、151~152頁。
- 18) 三井鉱山株式会社「美唄鉱業所沿革史・輸送及

1930年代における北海道炭礦汽船株式会社と三井財閥

- 販売篇」(三井文庫保管, 三井鉱山寄託資料), 586 頁。
- 19) 例えは、三井鉱山は美唄炭の三坑炭を一・二坑炭より良質であるとして、「三坑大塊」銘柄で市販することを画策するが、販売側(北炭・三井物産)は「容易ニ肯ゼズ」、結局 1930 年 12 月～32 年 1 月の間だけの送出に終わった(三井鉱山株式会社「美唄鉱業所沿革史・第一編総説」[三井文庫保管, 三井鉱山寄託資料], 65 頁)。ちなみに、三井鉱山砂川炭・美唄炭の石炭の全てが北炭の銘柄で販売されていたわけではない。1933 年 11 月, 12 月(三社壳炭部解散の直前)の三井物産売約データには「砂川四粉」、「三井美唄中塊」、「三井美唄塊」などの銘柄がみられた(三井物産株式会社石炭部「石炭部報」第三号[昭和八年十一月下旬], 第四号[昭和八年十二月上旬], 三井文庫所蔵)。
- 20) 北炭「七十年史・販売篇(第一次稿本)」(北海道開拓記念館保管, 北炭寄託資料), 365～378 頁。
- 21) 同前資料, 358 頁。
- 22) 前掲北炭「石炭商況報告」各期。もちろん、昭和石炭の成立によって、石炭販売のあり方は全般的に大きく変化した。しかし、3 社の間では北海道外販売のあり方は変化しなかった、という意味である。昭和石炭の成立による石炭販売の変化については、今後の課題としたい。
- 23) 北炭北海道壳炭所「販売関係」昭和 13 年 7 月 7 日作成(北炭「壳炭年報」[北海道開拓記念館保管・北炭寄託資料]に綴込)。
- 24) 同前資料。
- 25) 北澤満「第一次大戦後における石炭需要の変化と炭鉱経営の対応」(『エネルギー史研究——石炭を中心として——』第 17 号, 2002 年), 172 頁。
- 26) 澤田慎一編「解散記念誌」昭和石炭株式会社, 1942 年, 162～180 頁を参照。
- 27) 前掲北炭北海道壳炭所「販売関係」。例えは、1933 年には粉炭の夕張と神威特が 1 等から 2 等へ、同じく登川、幌内、三井美唄が 2 等から 3 等へと格下げした。
- 28) 北炭「昭和十年礦長会議議事録」其八・加藤壳炭部長報告(北海道大学附属図書館北方資料室保管, 北炭寄託資料)。
- 29) 春日豊「『財閥転向』の一侧面」(東敏雄・丹野清秋編『近代日本社会発展史論』ペリカン社, 1988 年), 353～354 頁を参照。
- 30) 1930 年代における北炭の資金調達、運用については、前掲『事業史・中』, 400～402 頁, 652～654 頁に分析されている。同書で明らかになっている部分については、行論の必要以外は叙述を省いた。また、この部分における数値は、ことわりがない限り北炭『営業報告書』によった。
- 31) 前掲『事業史・中』, 160 頁。
- 32) 同前書, 161 頁。
- 33) 前掲北炭「七十年史・販売篇」, 358～359 頁。
- 34) 前掲北炭「総勘定元帳」各期。
- 35) 三井物産からの資金融通限度額は、1940 年度に 600 万円へと増額された(前掲北炭「七十年史・販売篇」, 359 頁)。
- 36) 前掲『事業史・中』, 401 頁。
- 37) 北炭「五十年史・第二編資本(第一次稿本)」[北海道開拓記念館保管北炭寄託資料], 147～150 頁, 神原周平編『株式会社年鑑・十四年版』東洋経済新報, 1939 年, 32 頁。
- 38) 従業員退職手当及扶助基金は、1930 年度上期には約 150 万円であったが、1932 年度下期には 0 円になっていた(北炭『営業報告書』各期)。昭和恐慌期における北炭の「合理化」については市原博「戦間期北炭の労使関係の変容過程」(『土地制度史学』第 106 号, 1985 年), 31～34 頁。
- 39) 岡崎哲二「戦時計画経済と企業」(東京大学社会科学研究所編『現代日本社会・第 4 卷歴史的前提』東京大学出版会, 1991 年), 372～377 頁。春日は 1920 年代後半～1930 年代初頭における三井鉱山の利益金処分の特徴として、株主配当の比率が高いことを挙げ、その原因として税法改正(一定割合以上の内部留保金には課税が強化された)と、合名による配当政策を挙げた(前掲『事業史・中』, 120 頁)。
- 40) 1932 年度における北炭の普通株式総数は 122 万株であったのに対し、優先株式は 18 万株であった。しかし同年度上・下期における配当金は普通株式 52 万 1,000 円に対し優先株式は 33 万 8,000 円であった(北炭『営業報告書』各期)。経理関係

- 社員の回顧によると磯村会長が優先株の消滅をはかったが、三井が承知せず死去するまで達成できなかつたとされる（北炭「七十年史・座談会」〔北海道開拓記念館保管、北炭寄託資料〕第13回座談会における富本惣吉発言）。
- 41) ただし1930年代には全般的に社外分配の比率が低下した（岡崎、前掲論文、375頁）。
- 42) 池田成彬によると、団が合名のトップであった時期には、王子製紙の社員の任免に至るまで団が介入していたという。池田はこうした団の王子製紙との関わり方に批判的であり、自身が三井合名に入ったときには王子の事務には口を出さず、決算前の報告のみを求めるという形式に改めたとされる（柳澤健〔池田成彬述〕『故人今人』世界の日本社、1949年、259～260頁）。これは王子の事例だが、団が会長を務めた北炭においても団以前と以後において「統轄」方法が変化した可能性が高い。なお上記については経営史学会第38回全国大会（2002年9月22日）パネルI「三井財閥における投資・人事・意思決定」における吉川容報告を参照した。
- 43) 投資関係者の間では、1936、7年度における配当率が利益率に比して低いのは「国策会社としての自覚と増資を目前に控えている」ためとする見解もあった（株式会社大阪屋商店調査部編『石炭飢餓と炭礦株』大阪屋商店調査部、1937年、30頁）。
- 44) 北澤、前掲論文、31頁表2参照。
- 45) 1934年度までは「石炭収入」勘定にのみ記載されていたが、1936年度より「採炭費」勘定に壳炭部積立金への組入額、「石炭収入」勘定に壳炭部積立金からの繰入額が記載されるようになったので、その差額を記載した。
- 46) 1920年代には、逆に財産の評価替えによって資産が大幅に水増しされた期もあった（北澤、前掲論文、39頁）。
- 47) 「磯村豊太郎氏談話」（三井文庫保管、三井鉱山寄託資料）。
- 48) 例えば、森川英正『財閥の経営史的研究』東洋経済新報社、1980年、69頁、同編著『牧田環伝記資料』日本経営史研究所、1982年、262～264頁。
- 49) 三井物産による北炭社有船の受託にいたる経緯については、北澤、前掲論文、34～36頁。
- 50) 北炭社員の共立汽船買収に対する評価は、基本的に高かった。例えば「共立汽船合併〔1924年の第一銀行からの買収時〕」では炭砕は非常に儲けた（中略）これで北炭の社運が開けたといつても過言ではなかろう」といった評価が多くなされた（前掲北炭「七十年史・座談会」第11回座談会における加藤徳行発言）。しかし、北炭常務であった高洲鐵一郎は「山は山だけで儲ければいいんだ。山が立行くようにして行けば船とか何とかそう端々まで儲けることはできませぬよ」と、団に近い批判的な評価を下した（「高洲鐵一郎氏談話」〔三井文庫保管、三井鉱山寄託資料〕）。高洲は三井鉱山出身で、牧田環の女婿であった。
- 51) 共立汽船株式会社『営業報告書』各期。
- 52) 北澤、前掲論文、40～41頁表7。
- 53) ミドル以下の役職については、北海道事業監督の高洲鐵一郎（取締役兼任）以外はほぼ全てが内部昇進者によって占められた。1920年代以降、北炭と直系企業との間で、基本的には人事交流は行われなかつた（前掲「高洲鐵一郎氏談話」）。
- 54) 前掲北炭「七十年史・座談会」第15回座談会。野依は三井物産時代に磯村の部下であり、同郷でもあったため、特に親しかつた（前田一編『磯村豊太郎伝』北海道炭礦汽船株式会社、1942年、252～253頁）。
- 55) 上述の総務関係社員によると、新年に北炭の幹部を招宴した際に、島田は「私は三井を代表して一事挨拶を述べる。諸君はまず平常の心構えとして北炭の忠実なる社員としての矜持を持ってほしいが、同時にかたときも三井に対する忠誠心を忘れないでほしい」と挨拶したとされる（北炭「七十年史資料・座談会関係」総務関係座談会未掲載分・昭和32年5月10日〔三井文庫保管・北炭寄託資料〕）。北炭社員による島田の人物評は、磯村とは対照的に厳しいものであった。
- 56) 前掲北炭「七十年史・座談会」第15回座談会。また、別の座談会でも「[藤井は]必ず、磯村さんの後を追う人だと、自他ともに認めていた」とする発言があった（同上資料、第8回座談会における南川小四郎発言）。

1930 年代における北海道炭礦汽船株式会社と三井財閥

- 57) 池田成彬「執務日誌」昭和 8 年 12 月 15 日（山形県立図書館保管、池田家寄託資料）。
- 58) 1931 年度下期における重要壳炭契約のうち、三井物産扱いが約 77%，1937 年度下期において約 82% であった（前掲北炭「石炭商況報告」各期）。
- 59) 王子製紙の当期利益金に対する社外分配の比率は、1921 年度上期～32 年度下期の平均で 81% であり、北炭より低かった。1933 年度上期～39 年度下期においては 65.1% であったが、1930 年代後半には北炭の方が低くなった。ただし、王子は 1936 年度下期より寄附基金を設けており、これによって当期利益金が小さくあらわされていることに注意する必要がある（王子製紙『考課状』各期）。
- 60) 王子製紙の自己金融的性格の強化については、前掲『事業史・中』、660 頁。取締役については、1938 年に藤原が会長に退き、高島菊次郎が社長に就任した時点において、7 人の専務・常務取締役のうち 6 人が長年王子の社業に参画して来た人物とされる（成田潔英『王子製紙社史・第 4 卷』王子製紙社史編纂所、1959 年、11～12 頁）。
- 61) 同前書、445～446 頁、および同『王子製紙社史・第 3 卷』王子製紙社史編纂所、1958 年、247～249 頁。
- 62) 1938 年 12 月に、藤原銀次郎社長は第一線を退いて会長に就任、後任の新社長には高島菊次郎が就任した。高島は、藤原の王子製紙専務就任に際して、招きに応じて三井物産より王子に移り、藤原を補佐してきた人物であった（同前書、11～14 頁）。
- 63) 前掲『事業史・中』、660 頁。
- 64) 前掲北炭「五十年史・第二編資本」、149～150 頁。
- 65) 前掲『事業史・下』では、1930 年代後半以降三井合名会社（あるいは四直系会社）の統轄がまったく及ばなくなっていた企業として、大日本セルロイド、鐘淵紡績、輪西鉱山、三越とともに王子製紙の名前が挙げられている（同書、330 頁）。

（名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程）